

漁業法（昭和42年法律第267号）第58条において準用する第42条第1項の制限措置の内容及び石川県漁業調整規則第14条第2項の許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。  
令和5年1月24日

(1) 小型いか釣り漁業（するめいか、あかいか）

漁業の種類	制限措置							調整規則第14条に定める継続許可	許可の有効期間
	漁業種類	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数又は漁業者の数	船舶のトン数	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格		
小型いか釣り漁業	小型いか釣り漁業（するめいか）	82	5トン以上30トン未満	定めなし	石川県沖合海域とする。	5月1日から12月31日まで	北海道に漁業根拠地又は使用船舶の根拠地を有する者	新規	1年未満
		76	〃	〃	〃	〃	青森県に漁業根拠地又は使用船舶の根拠地を有する者	〃	〃
		5	〃	〃	〃	〃	岩手県に漁業根拠地又は使用船舶の根拠地を有する者	〃	〃
		1	〃	〃	〃	〃	宮城県に漁業根拠地又は使用船舶の根拠地を有する者	〃	〃
		4	〃	〃	〃	〃	山形県に漁業根拠地又は使用船舶の根拠地を有する者	〃	〃
		2	〃	〃	〃	〃	新潟県に漁業根拠地又は使用船舶の根拠地を有する者	〃	〃
		1	〃	〃	〃	〃	富山県に漁業根拠地又は使用船舶の根拠地を有する者	〃	〃
		22	〃	〃	〃	〃	福井県に漁業根拠地又は使用船舶の根拠地を有する者	〃	〃
		3	〃	〃	〃	〃	兵庫県に漁業根拠地又は使用船舶の根拠地を有する者	〃	〃
		11	〃	〃	〃	〃	鳥取県に漁業根拠地又は使用船舶の根拠地を有する者	〃	〃
		2	〃	〃	〃	〃	島根県に漁業根拠地又は使用船舶の根拠地を有する者	〃	〃
		3	〃	〃	〃	〃	佐賀県に漁業根拠地又は使用船舶の根拠地を有する者	〃	〃
	25	〃	〃	〃	〃	長崎県に漁業根拠地又は使用船舶の根拠地を有する者	〃	〃	
	小型いか釣り漁業（あかいか）	5	10トン未満	定めなし	羽咋郡志賀町福浦港灯台中心点270度の線以南の石川県沖合海域とする。ただし、最大高潮時海岸線から沖合1海里以内の海域を除く。	5月1日から12月31日まで	福井県に漁業根拠地又は使用船舶の根拠地を有する者	新規	1年未満

許可又は起業の認可を申請すべき期間  
令和5年1月24日から令和5年3月23日まで

(2) かが漁業（こういか）、かが漁業（ばい（地方名称：あずきがい））、こぎ刺し網漁業（あまだい）、  
小型定置網漁業について

漁業の種類	制限措置						調整規則第14条に定める継続許可	許可の有効期間	遊休許可の枠数管理の数	県漁協支所及び出張所（旧漁協又は地区）、都道府県	
	漁業種類	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数又は漁業者の数（うち遊休許可の名簿管理の数）	船舶のトン数	推進機関の馬力数	操業区域 （緯度経度は世界測地系）	漁業時期					漁業を営む者の資格
かが漁業	かが漁業（こういか）	22 (4)	定めなし	定めなし	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアの各点を順次直線で結んだ線によって囲まれた区域とする。 ア 小松精練株式会社（能美市浜町）の工場の煙突から308.0度の線と共第2号共同漁業権の沖合の線（基点第18号（加賀市新保町と小松市浜佐美町との境界に設置した標柱）から317.5度、1.830mの点と基点24号（能美市吉原釜屋町と白山市美川湊町との境界に設置した標柱）から308.0度、1.830mの点とを結んだ直線）との交点（北緯36度27.591分、東経136度25.575分） イ ア点から308.0度、260mの点（北緯36度25.438分） ウ カ点から308.0分、260mの点（北緯36度28.993分、東経136度26.811分） エ オ点から308.0度、260mの点（北緯36度34.099分、東経136度31.640分） オ 倉部川河口中央（白山市倉部町）から308.0度の線と共第2号共同漁業権の沖合の線（基点24号（能美市吉原釜屋町と白山市美川湊町との境界に設置した標柱）から308.0度、1.830mの点と基点32号（金沢市下安原町と同市専光寺との境界に設置した標柱）から304.0度、2,190mの点とを結んだ直線）との交点（北緯36度34.013分、東経136度31.777分） カ 基点24号（能美市吉原釜屋町と白山市美川湊町との境界に設置した標柱）から308.0度、1.830mの点（北緯36度28.907分、東経136度26.948分）	3月1日から5月31日まで	次の(1)(2)のいずれにも該当する者 (1)漁船使用者。ただし、漁船使用予定者を含む。※1 (2)小松市から白山市に漁業根拠地又は使用船舶の根拠地を有する者	継続	5年	12	小松美川松任
		49 (2)	〃	〃	羽咋郡志賀町赤住と同町福浦港との最大高潮時海岸線における境界点（北緯37度03.867分、東経136度43.300分）280.0度の線と、かほく市木津と同市高松との最大高潮時海岸線における境界点（北緯36度45.140分、東経136度42.130分）285.0度の線との高線間における共同漁業権漁場を除いた、水深37.5m以浅の海域。	4月1日から5月15日まで	次の(1)(2)のいずれにも該当する者 (1)漁船使用者。ただし、漁船使用予定者を含む。※1 (2)かほく市高松から志賀町赤住に漁業根拠地又は使用船舶の根拠地を有する者	〃	〃	8	押水羽咋垣高浜賀

漁業の種類	制限措置						調整規則第14条に定める継続許可	許可の有効期間	遊休許可の枠数管理の数	県漁協支所及び出張所(旧漁協又は地区)、都道府県	
	漁業種類	許可又は起業の認可をすべき船舶等の総トン数又は漁業者の数(うち遊休許可の名簿管理の数)	船舶のトン数	推進機関の馬力数	操業区域(緯度経度は世界測地系)	漁業時期					漁業を営む者の資格
かご漁業	かご漁業(ばい(地方名称:あずきがい))	4 (0)	定めなし	定めなし	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアの各点を順次直線で結んだ線によって囲まれた区域とする。 ア 小松精練株式会社(能美市浜町)の工場の煙突から308.0度の線と共第2号共同漁業権の沖合の線(基点第18号(加賀市新保町と小松市浜佐美町との境界に設置した標柱)から317.5度、1,830mの点と基点24号(能美市吉原釜屋町と白山市美川湊町との境界に設置した標柱)から308.0度、1,830mの点とを結んだ直線)との交点(北緯36度27.591分、東経136度25.575分) イ ア点から308.0度、260mの点(北緯36度27.678分、東経136度25.438分) ウ カ点から308.0分、260mの点(北緯36度28.993分、東経136度26.811分) エ オ点から308.0度、260mの点(北緯36度34.099分、東経136度31.640分) オ 倉部川河口中央(白山市倉部町)から308.0度の線と共第2号共同漁業権の沖合の線(基点24号(能美市吉原釜屋町と白山市美川湊町との境界に設置した標柱)から308.0度、1,830mの点と基点32号(金沢市下安原町と同市専光寺との境界に設置した標柱)から304.0度、2,190mの点とを結んだ直線)との交点(北緯36度34.013分、東経136度31.777分) カ 基点24号(能美市吉原釜屋町と白山市美川湊町との境界に設置した標柱)から308.0度、1,830mの点(北緯36度28.907分、東経136度26.948分)	3月1日から12月31日まで	次の(1)(2)のいずれにも該当する者 (1)漁船使用者。ただし、漁船使用予定者を含む。※1 (2)小松市から白山市に漁業根拠地又は使用船舶の根拠地を有する者	継続	5年	4	小松美川松任
		45 (3)	"	"	羽咋郡志賀町赤住と同町福浦港との最大高潮時海岸線における境界点(北緯37度03.867分、東経136度43.300分)280.0度の線と、かほく市木津と同市高松との最大高潮時海岸線における境界点(北緯36度45.140分、東経136度42.130分)285.0度の線との面線間における共同漁業権漁場を除いた、水深30m以浅の海域。	5月1日から6月30日まで	次の(1)(2)のいずれにも該当する者 (1)漁船使用者。ただし、漁船使用予定者を含む。※1 (2)かほく市から志賀町赤住に漁業根拠地又は使用船舶の根拠地を有する者	"	"	12	押水羽咋柴垣高志賀

漁業の種類	制限措置						調整規則第14条に定める継続許可	許可の有効期間	遊休許可の枠数管理の数	県漁協支所及び出張所(旧漁協又は地区)、都道府県	
	漁業種類	許可又は起業の認可をすべき船舶等の総トン数又は漁業者の数(うち遊休許可の名簿管理の数)	船舶のトン数	推進機関の馬力数	操業区域(緯度経度は世界測地系)	漁業時期					漁業を営む者の資格
こぎ刺し網漁業	こぎ刺し網漁業(あまたい)	67 (33)	7トン未満	定めなし	輪島市と珠洲市との最大高潮時海岸線における境界点(北緯37度27.957分、東経137度05.155分)0.0度の線以西の石川県沖合海域。 ただし、羽咋郡志賀町海士埼灯台(北緯37度08.812分、東経136度40.237分)270.0度の線以南の海域にあつては石川県の最大高潮時海岸線から沖合4海里以内、同線以北にあつては石川県の最大高潮時海岸線沖合1海里以内の海域で操業してはならない。	1月1日から12月31日まで	次の(1)(2)のいずれにも該当する者 (1)漁船使用者。ただし、漁船使用予定者を含む。※1 (2)加賀市から輪島市門前町樽見に漁業根拠地又は使用船舶の根拠地を有する者	継続	5年	55	加賀小松美川金沢内灘南浦押水柴垣高志賀福浦港富来湾西海門前
		73 (20)	"	"	珠洲市の戸倉埼灯台(北緯37度29.908分、東経137度08.685分)から0.0度の線以西の石川県沖合海域。 ただし、①以南の海域にあつては石川県の最大高潮時海岸線から沖合4海里以内、①と②の間にあつては石川県の最大高潮時海岸線から沖合1海里以内、②以東の海域にあつては石川県の最大高潮時海岸線から沖合2海里以内で操業してはならない。 ①羽咋郡志賀町海士埼灯台(北緯37度08.812分、東経136度40.237分)270.0度の線 ②輪島市と珠洲市との最大高潮時海岸線における境界点(北緯37度27.957分、東経137度05.155分)0.0度の線	"	次の(1)(2)のいずれにも該当する者 (1)漁船使用者。ただし、漁船使用予定者を含む。※1 (2)輪島市上大沢から町野町曾々木に漁業根拠地又は使用船舶の根拠地を有する者	"	"	30	輪島
		7 (3)	"	"	輪島市と珠洲市との最大高潮時海岸線における境界点(北緯37度27.957分、東経137度05.155分)0.0度の線と鳳珠郡能登町能登小木港犬山灯台(北緯37度17.875分、東経137度13.890分)90.0度の線との両線間における石川県沖合海域。 ただし、石川県の最大高潮時海岸線から沖合2海里以内の海域で操業してはならない。	"	次の(1)(2)のいずれにも該当する者 (1)漁船使用者。ただし、漁船使用予定者を含む。※1 (2)珠洲市から鳳珠郡能登町小木に漁業根拠地又は使用船舶の根拠地を有する者	"	"	17	すず、小木(内浦出張所含む)
小型定置網漁業	小型定置網漁業	1	5トン未満	定めなし	次のア、イ、ウ及びアの各点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 ア 雌島灯台中心点から243度16分、3.452メートルの点(北緯37度03.534分、東経136度57.534分) イ ア点から99度38分、261メートルの点(北緯37度03.511分、東経136度57.708分) ウ ア点から133度02分、261メートルの点(北緯37度03.439分、東経136度57.664分)	3月1日から翌年1月15日まで	次の(1)(2)のいずれにも該当する者 (1)漁船使用者。ただし、漁船使用予定者を含む。※1 (2)七尾市に漁業根拠地又は使用船舶の根拠地を有する者	新規	1年	-	七尾

※「漁船使用者」・・・石川県の漁船原簿に登録された漁船を使用する者  
「漁船使用予定者」・・・起業の認可の申請に限り、石川県の漁船原簿に登録を予定している者

許可又は起業の認可を申請すべき期間  
令和5年1月24日から令和5年2月22日まで